

第 5 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 6 年 1 0 月 3 0 日（水）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年10月30日(水) 午前13時30分から 13時55分

2. 開催場所 せたな町役場 第1会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		譲
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第6	議案第4号 農地法第5条の規定による許可について
第7	議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
第8	議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
第9	議案第7号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小林和仁
農地係長	松林功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長 定刻になりました。ただいまより第5回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん大変ご苦労様でございます。
本日は大変天気が良い中、農作業も最後の追い込みで進んでいるかと思えます。今日もJA新函館の北檜山地区では、米の出荷作業の最終段階で、残すところ数件のようです。あまり詳しくはないのですが、若松地区も運搬作業をしていたようでした。
いずれにしても米は終盤、豆が盛りといったところでしょうか。天気が良いうちに終了していただければと思います。

会長 来月に入りますと行事も盛りだくさんで、15日は「地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会」が今金町で開催されます。檜山の農業委員が集まり、農業会議より講師を招いて勉強会を行います。皆さん、なるべく出席していただければと思います。

会長 わたくしごとですが、11月27日「農業者年金加入推進セミナー」に出席、翌日は「全国農業委員会会長代表者集会」に参加する予定です。27日の早朝に自宅を出発し上京しますので、26日の総会には出席しますが、総会後の「ななつぼし選手権」は欠席させていただきます。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

会長 さて、本日の総会は、議案第7号まででございます。
慎重審議を進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたします。まして、簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきたいと思えます。

事務局長 ありがとうございます。
只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、8番坪井委員、9番高橋委員を指名いたします。この指名は、第5回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】

議長 「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案1ページをご覧ください。
議案第1号 農地法第18条の規定による通知について。
農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和6年10月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料1ページをご覧ください。
番号13番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、他の農業者へ売却するためでございます。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長 「日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案3ページをご覧ください。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。
令和6年10月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料3ページをご覧ください。
番号14番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計18筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、こちらの契約につきましては贈与でございます。理由につきましては、農地の贈与を受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議長 「日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案5ページをご覧ください。
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

事務局

農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。

令和6年10月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の4ページをご覧ください。

番号7番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]

さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積は[REDACTED]㎡の内[REDACTED]㎡、現況地目は畑でございます。転用の目的につきましては、作業用道路の造設、転用事由の詳細につきましては、風力発電施設（ブレード）補修のため、大型クレーン・部材搬出入のため敷鉄板にて作業用通路を設けるためでございます。転用期間は許可日から9ヶ月間、位置図につきましては、11ページの図1のとおりでございます。

事務局

同じく、資料の4ページをご覧ください。

番号8番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]

さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積は[REDACTED]㎡の内[REDACTED]㎡、現況地目は畑でございます。転用の目的につきましては、作業用道路の造設、転用事由の詳細につきましては、風力発電施設（ブレード）補修のため、大型クレーン・部材搬出入のため敷鉄板にて作業用通路を設けるためでございます。転用期間は許可日から9ヶ月間、位置図につきましては、11ページの図1のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限って、3年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は期間が3年以内の風力発電施設の補修のための作業用通路であり、復元も計画されておりますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第3号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について】

議長 「日程 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 7 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について。

農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議へ意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。

令和 6 年 10 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料の 12 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和 6 年 8 月 28 日、第 3 回総会で審議いただいた風況観測塔を設置するための一時転用でございます。

事務局 番号 6 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、現況地目は畑でございます。転用の目的につきましては、土地造成（風況観測塔、支線等を造成した土地に設置する）、転用事由の詳細につきましては、風況調査のため、風況観測塔を設置するためでございます。転用期間は許可日から 3 年間、位置図につきましては、13 ページの図 2 のとおりでございます。

事務局 こちらにつきましては、令和 6 年 9 月 25 日の北海道農業会議第 6 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について】

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

はい。説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について】

「日程第 8 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。松林係長。

はい。追加議案 1 ページをご覧ください。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 6 年 10 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

追加資料 1 ページをご覧ください。

番号 126 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] さん。利用権の設定
等をする者、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2
筆、面積が合わせて [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につ
きましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2024 年
10 月 30 日、対価の支払期限が 2024 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価
の支払日、単価につきましては畑の条件等悪いということから、低めの
[REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

はい。説明が終わりました。

議長 議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 土地現況証明願について】

議長 「日程第 9 議案第 6 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。追加議案 3 ページをご覧ください。
土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和 6 年 10 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 追加資料 3 ページをご覧ください。
番号 20 番。所在につきましては、
の計 2 筆、面積が m^2 、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に、
さんで
ございます。

2024 年 10 月 29 日に小島代理、金谷委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。
場所につきましては、4 ページの図 1 のとおりでございます。

事務局 番号 21 番。所在につきましては、
の計 3 筆、面積が m^2 、公簿地目は田と畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に、
さんで
ございます。

2024 年 10 月 29 日に小島代理、金谷委員と現地に赴きました。
場所につきましては、5、6 ページの図 2、図 3 のとおりでございます。

6 ページの写真をご覧ください。一部畑にかかっているように航空写真では見えるのですが、耕作者の
さんはこの三角地を避けて耕作していることが現地で確認できました。よって、願出通り農地採草放牧地以外と判断いたしました。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第7号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第5回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 11 月 26 日

会議録署名委員

8 番 坪井博之

9 番 高橋光也

議長 原田喜博